

町からの お知らせ



神石高原町公債費負担適正化計画を策定しました

町の財政は黄信号!!

今年度から地方債（事業財源不足を補うための町の借金）について、従来の許可制度が変わり、県の許可がなくても地方債を発行できるようになりましたが、実質公債費比率（税や交付税収入に対する公債費（借金の返済金）の実質的負担額が占める割合）の過去3カ年平均が18%以上になると、公債費負担適正化計画を策定して県の許可を受けなければ地方債の発行が出来ません。町の17年度実質公債費比率（3カ年平均）は、19.8%で適正化計画の策定と県の許可が必要で、次のとおり公債費負担適正化計画（抜粋）を策定しました。（県内では他に、広島市・三次市・庄原市・安芸太田町・北広島町・世羅町が該当します。）

実質公債費比率の推移
（3カ年度の平均値）

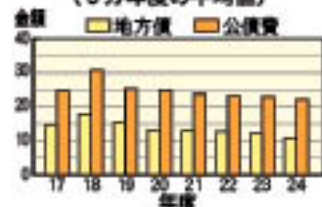


公債費適正化計画（平成18年10月策定）抜粋

（単位：億円）

	17年度 実績	計画策定 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
地方債	14.5	17.8	15.3	13.1	12.9	12.8	12.2	10.7
公債費	24.9	30.8	25.2	24.8	23.8	23.1	23.0	22.1
実質公債費比率（単年度）	19.1%	21.8%	21.2%	21.2%	18.2%	17.7%	17.9%	16.5%
実質公債費比率（3カ年度の平均）		19.8%	20.1%	20.7%	21.4%	20.2%	19.0%	17.9%

地方債借入及び償還額の推移
（3カ年度の平均値）



産業課からのお知らせ

産業課

☎ 89-3337

平成19年度森林総合整備事業のご案内

平成19年度森林総合整備事業における再造林・下刈・枝打ち・除伐・間伐・天然林改良等の施業実施計画の受付期間等は次のとおりです。

受付期日・場所

油木地区	12月4日（月）～5日（火）	油木支所2階	第2会議室
神石地区	12月6日（水）～7日（木）	神石支所1階	第1会議室
豊松地区	12月11日（月）～12日（火）	豊松支所	2階小会議室
三和地区	12月13日（水）～14日（木）	本庁2階	第3委員会室

受付時間 午前：9時～12時、午後：1時～午後4時

※申請には、印鑑、地番と面積が確認できるもの、及び、図面（図面をお持ちの方）が必要です。

※面積、林齢等の採択要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

※国の予算の関係等で、補助が得られない場合があります。

お問い合わせ 神石郡森林組合（☎ 82-0832）

鳥獣被害対策

農業者又は林業者が事業に対する被害を防止する目的で、わなにより、鳥獣を捕獲しようとする場合は次のことにご注意ください。

- 捕獲するには「許可」が必要です。
- とらばさみ、くくりわな、箱わな等での捕獲には甲種「狩猟免許」が必要です。
- 爆発物、劇薬、毒薬を使用する捕獲等は禁止されています。

田畑に残飯、出荷しない野菜等を捨てないなどの対策も被害対策に有効です。

林野火災に気をつけましょう！

これからの季節は空気が乾燥し、林野火災が発生しやすい状態が続きます。次のことに注意し、林野火災予防にご協力ください。

- 強風や乾燥等、気象に関する注意報を確認しましょう。
- たき火の後始末等、火気の取扱いに注意しましょう。
- 農作業等に伴う山際での雑草等の焼却を避けましょう。

福祉課

☎ 89-3335

福祉課からのお知らせ

「国民健康保険出産育児一時金（35万円）」 分娩費用は町から直接医療機関へ支払うことができます。

出産育児一時金の受領委任制度が創設されました。

11月1日以降に神石高原町国民健康保険の被保険者の方が出産された場合、医療機関から請求された分娩費を出産育児一時金として、直接町から医療機関に振り込む制度です。

詳しくは本庁福祉課または支所町民課にお問い合わせください。

保育所入所児童の募集

平成19年4月からの新規入所児童を募集します。

○入所できる児童

両親の共働き、同居の親族の介護などのために、家庭で保育できないなどの児童が対象です。また、同居の祖父祖母などが保育できない状態であることも条件となっています。

○保育所一覧（18年度の状況）

名称	所在地 (電話番号)	定員	入所可能 年齢	開所時間		休所日	障害児 保育
				月曜日～ 金曜日	土曜日		
油木保育所	神石高原町油木乙5029-5 (☎ 82-0908)	60名	満2歳～	7:45～	7:45～	日 曜 日 祝 祭 日 第2土曜日 年末年始	○ (相談して ください)
いずみ保育所	神石高原町福永甲1502 (☎ 87-0099)	45名		17:45	12:30		
とよまつ保育所	神石高原町下巻松 681-1 (☎ 84-2132)	60名		(保育時間)	(保育時間)		
こばたけ保育所	神石高原町上2420 (☎ 85-2718)	60名		8:30～	8:30～		
くるみ保育所	神石高原町井間 2698 (☎ 85-3329)	45名		17:00	12:00		

○保育料

平成19年度の保育料は、入所児童の父・母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主催者に限る）の平成18年中の所得に課税される所得税額と平成18年度の住民税額、それぞれの合計額によって算定します。

○申込書受付期間

平成18年12月1日（金）から平成18年12月15日（金）まで
年度途中の入所申し込みは随時受け付けています。

○申込受付場所及び問合せ先

申込書等は、各保育所及び役場福祉課にあります。また、神石高原町のホームページからも見ることができます。
ホームページアドレス <http://www.jinsekigun.jp/>

11月は児童虐待防止推進月間です

『あなたの「もしや？」が子どもを救う。』

○子どもを虐待から守るには？

いま、児童虐待が大きな社会問題となっています。

児童虐待の防止等に関する法律では、虐待の疑いがある場合は、**誰でも**通告する義務があると定められています。

これは、児童虐待が子どもとその親に深刻な事態をもたらすのを防ぐため、さらに、早期発見・早期ケアが大切だからです。

○子ども虐待防止に、あなたができること！

隣人として「声をかける」「気になる？」と思ったら積極的に連絡（通告）してください。

★通告は子どもを守るためのものです。連絡した人が特定されないように秘密は守ります。

気になる場合の連絡・相談先
役場福祉課 ☎ 89-3335

児童虐待などの相談機関
福山子ども家庭センター ☎ 084-951-2340